



# 埼玉県報

第 2804 号  
平成 28 年(2016 年)  
6 月 7 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 旅費システム旅費計算機能改修業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 荒木郷地裏土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里幹線土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更の認可（農村整備課）
- 高坂土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務委託に関する落札者等の公示（特別支援教育課）
- がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示（がんセンター）

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
旅費システム旅費計算機能改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年5月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
51,598,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務（広聴広報課） 2,250,000部（見込み）×12回（8ページ×11回・12ページ×1回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年3月29日

4 落札者の氏名及び住所

東日印刷株式会社 東京都江東区越中島2丁目1番30号

5 落札金額

69,984,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年1月26日

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額  
123,145,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 28 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2 J  
ACK大宮
- 5 契約金額  
36,117,511 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第七百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人防災のこば研究会

三 代表者の氏名

新 井 恭 子

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都文京区白山五丁目二十八番二十号 東洋大学経営学部第五十

三研究室

（変更後）埼玉県飯能市原町百二十四番地十一

五 定款に記載された目的

この法人は、災害情報伝達問題に対して、主に言語学の研究分野における理論と知見を活用し、産学協同で効果検証実験や調査を行い、その成果をネットで蓄積・公開し、シンポジウムや研究会を実施して情報提供を行うこと、また、特に「こば（言語）」による最も効果的な災害情報伝達方法を提案し、日本社会の「防災情報リテラシー」を向上させることにより、防災活動に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二日認可した。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

荒木郷地裏土地改良区

### 二 事務所所在地

行田市

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十八年六月二日認可した。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

上里幹線土地改良区

### 二 事務所の所在地

上里町

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二日認可した。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高坂土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

# 告 示

## 埼玉県告示第八百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 契約金額  
258,007,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 780 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 28 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社関東甲信越支社  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10 番 17 号
- 5 契約金額  
165,784,320 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条  
第 1 項第 2 号に該当